

### 第3回経済建設常任委員会 概要報告

年 月 日	令和7年2月13日	会場	第1委員会室	案件	委員会所管事項について
出席委員	山崎 真由美、清水 一夫、東 千春、倉澤 宏、水間 健詞				
委員外議員					
欠席委員					

#### [報告事項]

(経済部)

#### 1) 名寄市風連米乾燥調製施設条例の一部改正について

次のとおり報告を受けた。

ア 改正理由：近年の労務費、電気料金、燃料費等の高騰に伴う施設運営経費の増加

イ 改正内容

(ア)「半乾燥籾乾燥調製」1,012円→1,144円(玄米60kg)

(イ)「玄米調整(バラ受入)」550円→616円(玄米60kg)

ウ 改正料金(案)算出

過去5年間の受入実績から今後の施設設備保守及び維持運営していく上での経費

エ 指定管理者のJA道北なよろは、一部改正(案)等を農業者に説明し理解を得ている。

1Q 確認したい。施行年月日

1A 令和7年4月1日

#### 2) 令和6年度北海道ヒグマゾーニング管理推進モデル事業について

次のとおり説明を受けた。

ア 北海道(以下「道」という。)R6.12 「道ヒグマ管理計画」を改定

イ 道は名寄市をモデル市町村に認定

ウ ゾーニング管理とは

(ア)ヒグマを保護する「コア生息地」を設定

(イ)人間活動を優先する「防除地域・排除地域」を設定

(ウ)2つのゾーンの間「緩衝帯」を設定する。

エ 関係団体と名寄市ゾーニングマップ検討会議を開催(R7.1.28)

オ 今後の予定

(ア)本年度中に名寄市ヒグマゾーニング計画を策定。新年度から活用を図る。

(イ)市民にも公開し情報共有を図り、「軋轢を未然に防ぐ」ための意識を醸成

#### 3) 令和7年 第1回定例会提出 名寄市一般会計補正予算(案)

次のとおり報告を受けた。

- ア 事業名：地域づくり総合交付金事業  
事業実施主体：上川ライスターミナル、JA 道北なよろ
- イ 事業名：経営継承・発展等支援事業  
事業実施主体：農業者
- ウ 事業名：市有林管理事業費
- エ 事業名：豊かな森づくり推進事業
- オ 事業名：水利施設等保全高度化事業（ちえぶん地区）
- カ 事業名：ピヤシリスキー場整備事業費

#### 4) その他

次のとおり口頭で報告を受けた。

- ア ピヤシリスキー場利用状況(R. 1. 30 現在) (中間報告)  
R5 よりスマートゲート導入  
(ア) オープン 12 月 12 日 (昨シーズンより 9 日早く。)  
(イ) 輸送人員：236,000 人 (実人数：約 2,000 人増)  
(ウ) リフト券売上：約 500 万円増  
(エ) 年末年始について
  - a 昨シーズンより約 1,000 人増 (市外・インバウンド)
    - (a) 市外：1,413 人→2,157 人
    - (b) インバウンド：0 人→24 人
  - b ツリーラン申込み：112 人
- イ 人材確保対策 (名寄市雇用促進協議会)  
名寄高校と連携事業  
(ア) 1 年生約 250 人対象に、3 月中旬に市内の企業紹介  
(イ) 3 年生約 100 人 (希望者) にメールアドレスを登録いただいた。
  - a 企業紹介・求人サイト
  - b 適切な時期にメール

(建設水道部)

- 1) 令和 7 年 第 1 回定例会提出 建設水道部及び上下水道室 主な補正予算概要について  
次のとおり報告を受けた。
  - ア 都市整備課
    - (ア) 事業名：市道除雪・排雪対策事業費
    - (イ) 事業名：6 件道路改良舗装事業費、2 件道路舗装改築事業費、1 件橋梁長寿命化事業費
    - (ウ) 事業名：道路費補助金
  - イ 建築課
    - (ア) 事業名：2 件市営住宅建設事業費
    - (イ) 事業名：住宅使用料
    - (ウ) 事業名：住宅建設事業費補助金

(エ) 事業名：道営住宅委託金

ウ 水道事業

(ア) 収益的収入：他会計補助金

(イ) 収益的支出：原水及び浄水費

(ウ) 資本的収入：企業債

(エ) 資本的支出：配水管整備費、施設整備費、量水器設備費

エ 下水道事業

(ア) 収益的支出：管渠費、処理場費

(イ) 資本的収入：企業債、国庫補助金

(ウ) 資本的支出：公共下水道整備費、個別排水処理施設整備費

2) 名寄市手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり報告を受けた。

ア 省エネルギー基準への適合が義務化され、建築確認・検査の対象となる建物規模・範囲などが拡縮されることから、審査に要する各項の手数料を改正する。

イ 改正手数料は、北海道建設部手数料条例に定める金額と同額

ウ 令和7年4月1日から施行

3) 名寄市水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり報告を受けた。

ア 水道法施行令による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められたほか、国土交通大臣及び環境大臣の連携に関する規定の整備が行われたことから、本条例を一部改正する。

イ 改正内容：第35条「布設工事監督者の資格要件」及び第36条「水道技術管理者の資格要件」

ウ 令和7年4月1日から施行

4) 令和6年度 道路除排雪事業（1月29日集計）について

累積降雪量 321m (R5年度 352m)・積雪深 48cm (R5年度 73cm)と例年及び昨年度より雪は少なく、しかしながら苦情要望件数 107件 (R5年度 94件 (10%増))であった。

次のとおり説明を受けた。

ア 除雪回数

(ア) 名寄：郊外 19日、市街 15日

(イ) 風連：郊外 30日、市街 21日

イ 排雪

(ア) 幹線道路

a 名寄地区

(a) 1回：12月13日～12月27日

(b) 2回：1月29日～2月18日完了予定

a 風連地区

(a) 1回：12月25日、12月26日

(b) 2回：1月14日、1月16日

(イ) 生活道路

a 名寄地区

1回：1月7日～1月27日

b 風連地区

1回：1月16日～1月27日

(ウ) 排雪ダンプ助成事業及び除排雪担い手確保事業について（口頭で報告受けた。）

a 排雪ダンプ助成事業

(a) 一般住宅：366件 811台

(b) 店舗併用住宅：14件 66台

(c) 町内会：3件 26台

b 除排雪担い手確保事業

(a) 大型自動車免許申請：7件

(b) 大型特殊自動車免許申請：3件

(c) 車両系運転技能講習会受講：3件

5) ウォーターPPP 導入検討について

次のとおり説明を受けた。

ア ウォーターPPP とは

水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

イ 新たな課題

ウォーターPPPを導入しなければ、污水管の改築に係る国費支援を受けられなくなる。

(令和9年度以降に要件化)

ウ 検討スケジュール

(ア) 令和6年度：内部検討（課題等の整理・WPPP導入の可能性を検討）

(イ) 令和7年度：導入可能性調査（詳細検討・マーケットサウンディング）

(ウ) 令和8年度：委員会等（上下水道事業経営審議会へ諮問→答申・常任委員会へ報告）

1Q 業者に委託してもらう、具体的なイメージを伺う。

1A 下水処理場は、全国で9割以上が民間委託。本市では名寄は直営、風連は民間委託。課題は技術者不足。民間委託すると費用がかかるという結論になる可能性もある。体制については具体的にどうするか検討段階である。

以上で令和7年第3回経済建設常任委員会を終了した。